

日東整裁判第6回口頭弁論を傍聴して（3月11日）

東京で夏日を観測した昨日とは打って変わって冷たい北風が吹く中、この日も東京地裁前には数十名が集まりこの裁判への支援を訴えていた。

裁判は傍聴者で満席のなか10時に開廷し、双方から既に提出されている準備書面の確認が行われた。

（原告準備書面の概略）

- ・日東整の解散時にMD90型機の整備用器材の譲渡があった。これは同型機の整備委託事業が日東整からJALECに移転するのに伴ってとられた措置であり、日航が日東整及びJALECに対する支配的地位を用いてとったものである。この整備用器材を「TOOL KIT」5点とカウントしているが器材の重要度に応じた区分もなく、被告らの整備用器材の数量に関する主張は実態を反映していない。
- ・日航は、JALECとは親子企業、日東整とは実質的に親子企業と同一視できる密接なグループ会社であり、いずれも支配従属させている。この地位にある日航は不当労働行為を禁止される使用者にあたる。
- ・更生手続中の日航は日東整に13億円を貸し付けている。被告は格納庫等を担保にした貸し付けであると主張しているが、日東整の保有資産は格納庫を含め2億5千万であり、この貸付けに経済合理性などを認める余地はない。

（被告準備書面の概略）

- ・不当労働行為とその要件の不当労働行為意思は、日航が使用者である同社に存在する労働組合、組合員に対するものでなければならず、日東整に存在する労働組合、組合員に対する不当労働行為や不当労働行為意思などあり得ない。
- ・（前回提出されたJJ統合時の日東整の取り扱いを検討した文書）について、出所を明らかにしない、提供者も伏せることを条件に裁判所に提出したもので、そもそも信用性はない。被告らとは作成主体が異なり、当該文書を現に所持していないので真正を確認できない。仮に当該文書がJJ統合前の同部の社員により作成されたものだとしても、担当者の検討メモの域を出ない性質のものであり、JASという会社の意思決定を表した文書でないことは明らかであるこの文書は平成14年作成とされており、事業譲渡の平成23年から9年も前のものであり、本件とどのような関連性があるのかは不明である。

次に裁判長から、今回の準備書面で大枠での論点は出尽くしたとしてよいかとの問いかけがあった。原告側から一部立証したい件があると主張があり、双方とも裁判長の方針を了解した。

続いて裁判長から今後の進め方について提案があり、4月17日までに双方とも立証計画を文書で提出し、4月24日11時30分から弁論準備の形で実施することとなった。

裁判所では本件の立証に入ることとなったものの、裁判長は立証の内容は絞り込んだものとしたいとの意向も示しており、どのような立証計画が認められるのか注目したい。

（整備出身 OB）